

入札説明書

name_bu

四国地方整備局 大洲河川国道事務所の令和6－7年度 大洲管内舗装修繕工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等（「政府調達に関する協定」適用外案件）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年1月23日「別表2」①

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 四国地方整備局

name_of 大洲河川国道事務所長 江川 昌克
愛媛県大洲市中村210

3. 工事概要

「工事名」

(1) 工事名 令和6－7年度 大洲管内舗装修繕工事（電子入札及び電子契約対象案件）

(2) 工事場所 自) 愛媛県西予市宇和町伊賀上
至) 愛媛県喜多郡内子町川中

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和7年4月1日から令和7年12月26日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで）

また、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間の適用はない。

(5) 使用する主要な資機材 アスファルト合材 約1,570トン

(6) 工事の実施形態

① 本工事は、競争に参加する意思を記載した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、入札時に入札書と併せて競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出を求め、技術資料の審査、評価後に開札及び総合評価を実施し、落札者を決定する同時提出型総合評価落札方式の試行工事である。

② 本工事は、配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）の適用工事である。

- ③ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- ④ 本工事は、技術資料等の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札に代えることができる。
- ⑤ 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- ⑥ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑦ 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。ただし、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 85 条の基準が設定されている工事（予定価格が 1000 万円を超える工事）に限り試行工事の対象とする。
- ⑧ 前払い金について
低入札価格調査を受けたものとの契約については、別冊契約書第 35 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」とし、第 35 条関係各項についてもこれに準じて割合を変更する。
- ⑨ 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
本方式の実施方式としては、
(イ) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（ロ）において同じ。）のそれぞれを算出したうえで、当該単価について合意する方式）
(ロ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、契約締結後の受発注者間の協議の開始日から 14 日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後 14 日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載のうえ、当該契約担当課に提出するものとする。
その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- ⑩ 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「野佐来地区」、「伊賀上地区」、「東多田地区」、「北只地区」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- ⑪ 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T（舗装工（修

繕工)）の全面的活用を図るため、受注者の提案及び協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用するICT活用工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

- ⑫ ICTの全面的活用の詳細については特記仕様書によるものとし、ICTの全面的な活用を実施した場合は、ICT活用証明書の交付を行う。

なお、ICTの全面的な活用を行い、かつ当該ICT技術の活用によって効率性が2割以上向上した場合、受注者は「ICT活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。

- ⑬ 本工事は、発注者が月単位の週休2日（現場閉所）に取り組むことを指定する「月単位の週休2日適用工事（発注者指定方式）」であり、月単位の週休2日（4週8休以上）の取得に要する費用については、各経費に補正係数を乗じて計上している。

なお、完全週休2日（土日祝）を達成した場合には、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」を交付する。

- ⑭ 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ⑮ 本工事は、ICT活用証明書を有する技術者を加点評価する試行工事である。

- ⑯ 本工事は、完全週休2日（土日祝）達成証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。

- ⑰ 本工事は、点在する箇所毎に作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

- ⑱ 本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

受注者は、本工事契約後、生産性向上チャレンジを実施することができ、取り組みの履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

生産性向上チャレンジを実施する場合は、施工計画書に①取り組みの内容、②期待される効果等を明記すること。なお、施工計画書に記載された内容は履行義務として取り扱うものとし、生産性向上チャレンジの実施後、完了検査までに実施内容及び効果を発注者に報告するものとする。

- ⑲ 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則1技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活

用工事である。

本工事は、下記 1) から 5) に示す新技術のうち原則 1 技術を選定したうえで活用を行うものとする。

- 1) i-Construction における「ICT の全面的な活用」に基づいて適用する技術
 - 2) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
 - 3) 「公共工事等における新技術活用システム」実施要領のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
 - 5) その他、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、公共工事等において実用段階に達している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ⑩ 本工事は、技術資料等の提出と併せてアスファルト舗装工事の長期保証優良施工工事認定書の提出があった場合には、対象工事の完成時の工事成績評定点に加点を付与し、工事成績点を算出し評価を行う試行工事である。
- ⑪ 本工事は、社会的制約条件を考慮すべき工事を施工した企業に「履行証明書」を交付する試行工事である。
- ⑫ 本工事は、社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。
- ⑬ 本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を 2 割以上達成した場合に、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。
- なお、ここでいう新技術は、NETIS 技術に限定するものではない。
- また、ICT 活用工事において、ICT の全面的活用を行い、かつ当該 ICT 技術の活用によって効率性が 2 割以上向上した場合、受注者は「ICT 活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。なお、当該 ICT 技術以外の新技術の活用によって効率性が 2 割以上向上した場合は、「ICT 活用証明書」と「効率性向上実績証明書」の両方の申請を行うことができる。
- ⑭ 本工事は、効率性向上実績証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。
- ⑮ 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- ⑯ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。
- ⑰ 本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置できる試行工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局における令和 5・6 年度一般競争参加資格のうち、「維持修繕工事」

に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。経常建設共同企業体にあっては、構成員の1社が平成21年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

- ・同種工事として、以下の1)及び2)の要件を全て満たす工事を施工した実績を有すること。
「同種性が認められる（企業）」
- 1) 道路工事分野でアスファルト舗装工事の実施。
- 2) 供用中の2車線以上の道路法上の道路で交通規制（通行止、切り回しを除く）

「同種工事（企業）」を実施。

ただし、1)、2)は同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

- (5) 次に掲げる①から⑤の基準を満たす主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

※監理技術者補佐とは建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者をいう。

準備期間を含まない専任期間としては、令和7年4月下旬から令和7年12月下旬までを予定している。

- ① 1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・2級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。）の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

また、国土交通大臣が認める別表3に示す登録基幹技能者講習の修了者（当該工事の工事種別に応じた登録基幹技能者に限る）については、主任技術者として申請する場合に限り、1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）と同等以上の資格を有する者として認める。**「同種性が認められる（技術者）」**

② 平成21年度以降に、元請けの技術者として**同種工事（上記（4）に掲げる工事）**

の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が

「同種工事（技術者）」の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定技術者（様式－3－1に記載する技術者）が平成21年度以降に元請けとして同種工事の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。

③ 配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすものとする。

また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあっては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。なお、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

イ 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）

ロ 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和5年3月1

3日付け国不建第601号)

ハ 「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和6年3月26日付け国不建技第291号)

ニ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第357号)

④ 監理技術者、特例監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。監理技術者補佐にあっては、主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検定の第一次検定に合格した者(1級施工管理技士補)又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

※特例監理技術者とは建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。

⑤ 配置予定技術者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者(営業所専任技術者)でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

⑥ 上記①から④について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、本競争に参加できないことがある。

(6) 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の①から⑧の要件を全て満たすことを確認したうえで、別記様式-2を提出した者であること。なお、特例監理技術者に求める要件は、4.(5)に示す①から⑤と同一とし、8.(2)③及び⑧に従い資料を提出すること。

①監理技術者補佐を専任で配置すること。

②同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとし、兼務する他の工事に関する下記事項について書面を提出すること。

・特例監理技術者が兼務する工事のC O R I N Sの写し等

※兼務予定の工事が落札決定されていない場合は、兼務予定工事の入札説明書等工事場所及び工事内容が確認できる資料とする。

③特例監理技術者が兼務する工事は愛媛県南予地域内(愛媛県大洲市、八幡浜市、西予市、宇和島市、内子町、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町)の工事でなければならない。

④特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑤特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑥監理技術者補佐が担う業務等について、施工計画書で明らかにすること。

⑦特例監理技術者が兼務する工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。

⑧兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

(7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本工事に技術資料を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 愛媛県内に営業拠点（建設業法の舗装工事の許可を有する本店、支店又は営業所）を有すること。なお、経常建設共同企業体においては、愛媛県内に構成員のうち代表者の本店を有すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去2年度（令和4・5年度）間連続で60点未満でないこと。

5. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 本工事は、令和6年度の四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき総合的に評価するものとする。（「四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針について（改訂版 R6.4.1 から適用）」参照）
- (2) 入札の評価に関する基準 **has_eval_phrase**

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び加算点（評価点）、施工体制評価点の配点は次のとおりとする。

1) 技術者評価

① C P D

評価項目	評価基準	配点	評価点
配置予定技術者のC P D（継続教育）等	建設系C P D協議会に所属している団体又は建築設備士関係団体C P D協議会のC P D等において、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上の場合	5.0	／ 5.0
	上記以外		

② 同種工事の施工経験

平成21年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任（監理）技術者等	より同種性の高い工事	10.0	7.0	5.0	3.0	0.0
	同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者	より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
	同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0

③ 同種工事の工事成績評定通知書による評定点

平成28年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	直轄工事において主任（監理）技術者等	直轄工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任（監理）技術者等	
		より同種性の高	同種性が認めら
		より同種性の高	同種性が認めら

	い工事	れる工事	高い工事	られる工事
82点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
82点未満 81点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
81点未満 80点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
80点未満 79点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
79点未満 77点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
77点未満 75点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
75点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

④優良技術者表彰の実績

評価項目	評価基準	配点	評価点
令和2年度以降の 優良技術者表彰の 有無	四国地方整備局長表彰の実績有り	5.0	／ 5.0
	四国地方整備局の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む）表彰の実績有り	3.0	
	なし	0.0	

⑤ I C T活用工事の実績（四国地方整備局（港湾空港部を除く）の発注実績に限る）

評価項目	評価基準	配点	評価点
I C T活用証明書 の有無	I C T活用証明書有り	2.0	／ 2.0
	なし	0.0	

※1：配置予定技術者の評価対象団体のC P D等ユニット数が、評価ユニット数以上であることを証明する書類を提出すること。なお、「単位取得証明書」は、技術資料の提出期限から過去1年以内のものとする。

なお、証明期間に令和5年4月1日以降の期間を含まない場合は評価の対象としない。

※2：「同種工事」とは、上記4.（5）②に記載している同種工事を示す。ただし、「②同種工事の施工経験」及び「③同種工事の工事成績評定通知書による評定点」における「より同種性の高い工事」とは、同種工事のうちアスファルト舗装の表層（基層が最上層の場合は基層）の施工面積の実績が8,000m²以上とする。

「同種性が認められる工事」とは、上記4.（5）②に記載している同種工事を示す。なお、「③同種工事の工事成績評定通知書による評定点」において、海外認定・表彰制度により認定された実績については、成績評定点が与えられていないため、評価点の付与は行わない。

※3：「主任（監理）技術者等」とは、様式－3－1に記載する工事について、主任（監理）技術者に義務付けられた専任義務期間（専任期間を要しない工事については工期）の半分以上を主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐

又は現場代理人として従事した者を示し、この条件を満足できない者については得点を与えない。なお、様式－3－1は配置予定技術者1人につき1件とする。

※4：「担当技術者」とは、様式－3－1に記載する工事について、主任（監理）技術者に義務付けられた専任義務期間（専任期間を要しない工事については工期）の半分以上に従事し、かつ、その工事に従事するより前から4.(5)①に示す資格を有している者を示し、この条件を満足できない者については得点を与えない。なお、様式－3－1は配置予定技術者1人につき1件とする。

※5：「直轄」とは、「各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局」（港湾空港関係を除く。）を示し、「旧公団等」とは、H7.12.8条約第23号「政府調達に関する協定（抄）」付属書I付表3の機関を示す。

※6：「同種性」については、同種性を確認できる工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されており同種性が確認できる場合は、C O R I N S登録している実績データ（工事内容及び同種性が確認できる実績データ）の写しを添付すること。ただし、C O R I N S登録している実績データのみでは必要とする同種性の全ての内容が確認できない場合は、C O R I N S登録データに併せて契約図書等の写し（C O R I N Sで確認できない工事内容及び同種性の内容の確認ができる資料）を提出すること。

なお、契約図書等の写しで必要とする全ての工事内容及び同種性が確認できる場合は、契約図書等の写しのみでも構わない。

また、海外認定・表彰制度により認定された実績でC O R I N Sに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証（以下「認定証」という。）の写しを提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

※7：「担当技術者」としての施工経験において、様式－3－1に記載した工事に従事するより前から4.(5)①に示す資格を有している者であることが確認できる資料を提出するものとし、確認できない場合は得点を与えない。

※8：提出する様式及び資料に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

※9：同種工事の成績評価は、平成28年度以降に完成し、引き渡された工事を対象としている。

※10：令和2年度以降の優良技術者表彰については、四国地方整備局発注工事を対象としている。なお、「優秀下請技術者表彰」も対象とする。

また、海外認定・表彰制度により表彰された実績は、以下①②のとおり、優良技術者表彰と同様に評価する。

①「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については四国地方整備局長表彰相当とする。

②「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については

四国地方整備局の部長等表彰相当とする。

※ 11：配置予定技術者が複数申請されている場合、最も評価の低い者で評価する。

なお、申請者の中に要件を満たさない者が含まれる場合は欠格とし、競争参加を認めない。

※ 12：経常建設共同企業体の構成員としての経験は、主たる主任（監理）技術者等として完成した工事の経験を主任（監理）技術者等として評価し、その他の技術者は担当技術者として評価する。なお、確認できる資料を添付すること。

※ 13：「ＩＣＴ活用証明書」の資料については、配置予定技術者 1 人につき 1 枚とする。

※ 14：「ＩＣＴ活用証明書」の資料については、「技術資料」の提出期限までの有効期限を有する証明書を対象とする。なお、四国地方整備局（港湾空港部を除く）以外の機関で交付された証明書は評価しない。

※ 15：技術者評価項目①から⑤の対象期間中に、出産・育児等による休業を取得した場合には、①から⑤の対象期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。なお、確認できない場合には得点を与えない。

※ 16：アスファルト舗装工事の長期保証優良施工工事の認定を受けたものについて、評価を希望する場合は、技術資料等の提出と併せて「長期保証優良施工工事認定書」を提出するものとする。

認定書が提出された場合の評価方法は、以下の通りとする。

1) 技術者の工事成績評定点

工事成績評定点 (A) + 2 点

A = 長期保証優良施工工事

2) 企業評価

① 基本企業評価

I. 企業の施工実績

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成 21 年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10.0	／ 10.0
	同種性が認められる工事の実績	0.0	
過去 4 年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点	8 2 点以上	30.0	／ 30.0
	8 1 点以上 8 2 点未満	25.0	
	8 0 点以上 8 1 点未満	20.0	
	7 9 点以上 8 0 点未満	15.0	
	7 7 点以上 7 9 点未満	10.0	
	7 5 点以上 7 7 点未満	5.0	
	上記以外	0.0	
令和 4 年度以降の表彰	四国地方整備局長表彰（工事）又はインフラ DX 大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）の実績有り	5.0	／ 5.0

	四国地方整備局の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む）表彰（工事）又はインフラDX大賞（四国地方整備局長賞）の実績有り	3.0	
	四国四県の知事及び土木部長又は県土整備部長表彰（工事）の実績有り	2.0	
	3R推進功労者等表彰の実績有り	2.0	
	なし又は上記以外	0.0	

「より同種性の高い（技術者）」 4.（4）に記載している同種工事を示す。「より同種性の高い工事」とは、同種工事のうちアスファルト舗装の表層（基層が最上層の場合は基層）の施工面積の実績が8,000m²以上とする。「同種性が認められる工事」とは、4.（4）に記載している同種工事を示す。 「より同種性の高い（企業）」

※2：経常建設共同企業体の「同種工事の施工実績」の評価については、同一構成員での経常建設共同企業体としての施工実績、又は全ての構成員が施工実績を有している場合に限り、評価の対象とし、最も評価の低い実績で評価する。

※3：「過去4年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点」とは、四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注で令和2・3・4・5年度間に完成し、引き渡された工事を対象としている。ただし、経常建設共同企業体については、同一構成員での経常建設共同企業体としての工事に限り、評価の対象とする。

※4：「令和4年度以降の表彰」とは、四国地方整備局の発注工事又は四国四県の発注工事に対しての表彰（「優良下請企業表彰」を含む）、リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰（内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、3R推進協議会会長賞のいずれかに限る）及び、インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞、四国地方整備局長賞）としている。なお、3R推進功労者等表彰及びインフラDX大賞は、四国地方整備局の局長表彰、部長等表彰及び四国四県の知事及び土木部長又は県土整備部長の表彰とは重複評価は行わない。提出された1件の表彰について、上表に掲げる評価基準を満足する場合に評価点を与える。

※5：単体として申請する経常建設共同企業体での実績は、同種工事の施工実績は評価の対象とするが、工事成績及び工事表彰は評価の対象としない。

※6：「同種性」については、同種性を確認できる工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されており同種性が確認できる場合は、C O R I N S登録している実績データ（工事内容及び同種性が確認できる実績データ）の写しを添付すること。ただし、C O R I N S登録している実績データのみでは必要とする同種性の全ての内容が確認できない場合は、C O R I N S登録データに併せて契約図書等の写し（C O R I N Sで確認できない工事内容及び同種性の内容の確認ができる資料）を提出すること。

なお、契約図書等の写しで必要とする全ての工事内容及び同種性が確認できる場合は、契約図書等の写しのみでも構わない。

また、海外認定・表彰制度により認定された実績でC O R I N Sに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する認定証の写しを

提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

※7：アスファルト舗装工事の長期保証優良施工工事の認定を受けたものについて、評価を希望する場合は、技術資料等の提出と併せて「長期保証優良施工工事認定書」を提出するものとする。

認定書が提出された場合の評価方法は、以下の通りとする。

1) 企業の工事成績平均点

$$(工事成績評定点 (A) + 2点 + 全工事成績評定点) / (n + 1)$$

n : 全工事件数

A : 長期保証優良施工工事

全工事成績評定点 : 過去4年度間の工事成績評定通知書による

評定点の合計 (A以外)

II. 地域精通度、災害支援、社会性

II-i 近隣地域の施工実績

近隣実績については、様式-2に記載された内容に応じて、該当する部分の配点を評価点として与える。

平成21年度以降の施工実績		直轄	他省庁・旧公団等・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
同種工事	地域内	10.0	5.0	3.0	0.0
	四国内	5.0	3.0	1.0	0.0
同種工事 以外	地域内	5.0	3.0	1.0	0.0
	四国内	3.0	1.0	0.0	0.0

※1 : 「同種工事」とは、上記4.(4)を示す。

※2 : 「地域内」とは、愛媛県内を示す。

※3 : 「直轄」とは、「各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局」(港湾空港関係を除く。)を示し、「旧公団等」とは、H7.12.8条約第23号「政府調達に関する協定(抄)」付属書I付表3の機関を示す。

※4 : 同種工事の施工実績(様式-1)に記載する施工実績と重複してもよい。

※5 : 単体として申請する経常建設共同企業体での実績及び経常建設共同企業体として申請する構成員の実績は評価の対象とする。

II-ii 災害支援に係る表彰等

評価項目	評価基準	配点	評価点
令和3年度以降の表彰(表彰は災害支援に限る)又は災害時における緊急復旧等の実績	災害支援に係る表彰	国土交通大臣又は四国地方整備局長からの表彰状、感謝状	5.0
		四国地方整備局の事務所長等からの表彰状、感謝状	3.0
		四国四県の知事等からの表彰状、感謝状	2.0
	災害時に	四国内の市町村長からの表彰状、感謝状	1.0
		四国地方整備局の指示、要請により実施し	5.0
			/ 10.0

における緊急復旧等の実績	た緊急復旧等の実績		
	四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3.0	
	四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1.0	

※1：災害とは、「災害対策基本法第二条第一号」で定義されている被害、若しくは被害発生の予兆があり、かつ予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された現象とする。

※2：「災害支援に係る表彰」は、競争参加資格確認申請書の提出日において、四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等と災害協定を締結している企業又は団体に所属し、かつ、災害復旧等（広報、物資の寄付等直接災害復旧作業を行っていないものを除く）に関して、令和3年度以降に国土交通大臣、四国地方整備局長、四国地方整備局の事務所長等、四国四県の知事等又は四国内の市町村長から受けた表彰状、感謝状を対象とする。なお、「災害支援に係る表彰」として表彰等の写しを提出する場合は、併せて四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等との災害協定の締結が確認できる資料（協会等に所属している者で、その所属する協会等が四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等と災害協定を締結している場合は、当該協会に所属していることが確認できる資料）を提出すること。

※3：「災害支援に係る表彰」及び「災害時における緊急復旧等の実績」は、各々1件までの提出とし、上表に掲げる評価基準を満足する場合に評価点を与える。なお、「災害時における緊急復旧等の実績」と、その実績に対する「表彰状、感謝状」の写しが同時に提出された場合は、「災害支援に係る表彰」又は「災害時における緊急復旧等の実績」のいずれかの、高い評価のみを評価の対象とし、重複評価は行わない。

※4：災害支援に係る表彰における「知事等」とは、県の部長及び出先機関（県民局、地方局及び土木事務所等）を示す。

※5：災害時における緊急復旧等の実績は、四国地方整備局企画部技術管理課制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領」に基づき交付された「災害時における緊急復旧等の実績確認書」により評価する。

II-iii 事故及び不誠実な行為に対する評価

評価項目	評価基準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為等に対し、四国地方整備局から受けた処分を評価（※1）	「落札者（予定者含む）が契約辞退」した場合 指名停止期間満了の翌日から指名停止期間の2倍の期間（※2） 「指名停止」の場合 指名停止期間満了の翌日から指名停止期間の2倍の期間（※2） 「書面注意・警告、口頭注意・警告」の場合 上記の通知を受けた日から1ヶ月間	-30.0 -10.0 -5.0	/-30.0

該当無し	0.0
------	-----

※ 減点は累積するものとする。

※1：「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」((昭和 59 年 3 月 29 日 建設省厚第 91 号) 以下「措置要領」という。) の別表第 1 に係る措置要件については、事故及び不誠実な行為に対する処分について適用する。また、別表第 2 に係る措置要件については、措置の日から適用する。なお、書面注意・警告、口頭注意・警告の対象者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、書面注意・警告、口頭注意・警告の対象者が単体企業の場合は、単体企業が構成員となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。

※2：指名停止期間が 1 ヶ月未満の場合は、減点の期間を 1 ヶ月とする。

※3：評価点の減点対象は、技術資料の提出期限日において減点評価されている全ての項目とする。

※4：対象となる全ての減点項目は重複案件毎に合算し、累積して評価する。

低価格入札で落札決定（予定含む）した者が契約しなかった場合は、「II-iii 事故及び不誠実な行為に対する評価」で評価点を最大 30 点減点するものとする。この措置は低価格入札での落札決定（予定含む）者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、低価格入札での落札決定（予定含む）者が単体企業の場合は、単体企業が構成員となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。評価点の減点対象は、技術資料の提出期限日において減点評価されている場合とする。

②その他企業評価

I 週休 2 日工事の実績（四国地方整備局（港湾空港部を除く）の発注実績に限る）

評価項目	評価基準	配点	評価点
完全週休 2 日（土日祝）達成証明書の有無	達成率 100 %	3.0	／ 3.0
	達成率 90 %以上、100 %未満	2.0	
	達成率 80 %以上、90 %未満	1.0	
	なし	0.0	

※1：「技術資料」の提出期限までの有効期限を有する証明書を対象とする。

※2：完全週休 2 日（土日祝）達成証明書の提出については、1 件とする。

※3：完全週休 2 日（土日祝）達成証明書の資料については、四国地方整備局（港湾空港部を除く）以外の機関で交付された証明書は評価しない。

※4：経常建設共同企業体の完全週休 2 日（土日祝）工事の実績の評価については、
 ①同一構成員での経常建設共同企業体としての実績、又は②全ての構成員が実績を有している場合に限り、評価の対象とする。なお、②の場合は、※2 に関わらず、全ての構成員が完全週休 2 日（土日祝）達成証明書を提出すること。

※5：単体として申請する経常建設共同企業体での実績は、評価の対象としない。

※6：令和 5 年度に交付した「完全週休 2 日達成証明書」は「完全週休 2 日（土日祝）達成証明書」として扱う。

II 建設マスター等の活用

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5.0	／5.0
	建設ジュニアマスターを活用する	3.0	
	上記を活用しない	0.0	

※1：建設マスター等は当該工事の工事種別に応じた職種（別表4を参照）であること。

※2：建設マスター等は申請した「従事する工種」の施工期間に継続して、当該現場作業へ従事しなければならない。なお、複数の「従事する工種」がある場合は、いずれかの工種の施工期間に従事すればよい。

※3：建設マスター等の活用については施工計画書にも記載すること。

III 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績（四国地方整備局（港湾空港部を除く）の発注実績に限る）

評価項目	評価基準	配点	評価点
社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書の有無	社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書あり	3.0	／3.0
	履行証明書なし	0.0	

※1：「技術資料」の提出期限までの有効期限を有する証明書を対象とする。

※2：「社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書」の提出については、1件とする。

※3：「社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書」の資料については、本事務所の発注事務所と同一事務所の証明書のみ評価の対象とする。

※4：経常建設共同企業体の「社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績」の評価については、①同一構成員での経常建設共同企業体としての実績、又は②全ての構成員が実績を有している場合に限り、評価の対象とする。なお、②の場合は、※2に関わらず、全ての構成員が「社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書」を提出すること。

※5：単体として申請する経常建設共同企業体での実績は、評価の対象としない。

IV 効率性向上の実績（四国地方整備局（港湾空港部を除く）の発注実績に限る）

評価項目	評価基準	配点	評価点
効率性向上実績証明書の有無	4割以上の効率性向上の実績証明書あり	5.0	／5.0
	3割の効率性向上の実績証明書あり	3.0	
	2割の効率性向上の実績証明書あり	2.0	
	上記を活用しない	0.0	

※1：「技術資料」の提出期限までの有効期限を有する証明書を対象とする。

※2：「効率性向上実績証明書」の提出については、1件とする。

※3：「効率性向上実績証明書」の資料については、四国地方整備局（港湾空港部を除く）以外の機関で交付された証明書は評価しない。

※4：経常建設共同企業体の「効率性向上の実績」の評価については、①同一構成員での経常建設共同企業体としての実績、又は②全ての構成員が実績を有している場合に限り、評価の対象とする。なお、②の場合は、※2に関わらず、全ての構成員が「効率性向上実績証明書」を提出すること。

※5：単体として申請する経常建設共同企業体での実績は、評価の対象としない。

3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の推進企業の評価（様式－14－1又は様式－14－2にて評価する。）	次に掲げるいずれかの認定を受けていていること ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん・プラス認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 なし	1.0	/ 1.0
		0.0	

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

第9条又は12条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4：共同企業体については、全ての構成員がいずれかの認定を受けている場合に評価する。

※5：いずれの認定も受けていない場合は、様式－14－1又は様式－14－2を提出する必要はない。

4) 賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度又は契約を行う予定の年の暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】※1 契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度又は契約を行う予定の年の暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1	2点

賃上げ基準に達していない企業等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合	- 3 点
-----------------	---	-------

※1：本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別添1の1又は別添1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か曆年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに四国地方整備局総務部契約課調査係が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別添2）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うものとする。また、曆年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別添3）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較するものとする（※2及び3）。

事業年度単位及び曆年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に提出すること。

なお、提出方法等については表明書記載の事業年度又は曆年が終了する2週間程度前を目途に別途連絡する。

※2：中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別添2の「合計額」と、曆年単位の場合は別添3の「支払金額」とする。

※3：上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は

別添4のとおりである。

※4：法人税法第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、四国地方整備局総務部契約課調査係が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかつた者については、減点措置を課さないこととする。

[1] 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

[2] 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

[3] [1] 及び [2] に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

- ① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

- ※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
- ※ 個別具体的な天災事変等が[1]及び[2]に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。
- ※ [1]から[3]は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する

可能性がある。

5) 施工体制評価

施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	施工体制評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15 (優)	／ 15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5 (良)	
	その他	0 (可)	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15 (優)	／ 15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5 (良)	
	その他	0 (可)	

（3）総合評価の方法

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \quad (\text{単位: 億円})$$

$$= (100\text{点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格}$$

標準点：①の要件を満たす入札を行った者に100点の標準点を与える。

加算点：入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた技術資料に対する加算点は下記のとおり算出し、その合計を与える。ただし、評価点の合計がマイナスの場合は加算点合計を0点とする。なお、加算点は小数第1位（2位四捨五入）とする。

- ・ 5. (2) 1) 及び2) については、評価点を評価基準に従って与え、各項目の評価点の合計点の最大の者に30点、その他の者は按分し加算点を与える。

- ・ 5. (2) 3) 及び4) については、評価点を評価基準に従って与える。

$$\text{加算点} = (B / A) \times 30 \text{ 点} + C$$

A = 5. (2) 1) 及び2) の評価点の獲得合計点が最大の者の評価点

B = 貴社における 5. (2) 1) 及び2) の評価点の獲得合計点

C = 5. (2) 3) 及び4) の評価点

施工体制評価点：入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた施工体制に対する施工体制評価点については下記のとおり算出し、その合計を与える。

- ・ 5. (2) 5) については、各評価項目を評価基準に従い優・良・可で評価し、評価結果に応じた施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の評価においては、入札参加者の申込みに係る価格が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については 90 %、共通仮設費については 80 %、現場管理費については 80 %、一般管理費等については 30 %をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、上記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{ 点} (\text{標準点}) \div \text{予定価格} (\text{単位: 億円})$$

- 3) 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 4) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は別紙 1 のとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

6. 担当課

〒795-8512 愛媛県大洲市中村210

四国地方整備局 大洲河川国道事務所 経理課

電話 0893-24-5186 (内線 224)

7. 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 本工事の競争参加希望者は、競争に参加する意思を表明するために、次に掲げるところに従い、申請書を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者のした入札については、四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第11号に該当する入札として無効とし、入札以後の手続きは行わない。

- ① 提出期間： 「別表2」②の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- ② 提出先： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書の提出は、原則として電子入札システムにより受付を行う。
- (2) 申請書は、競争参加資格確認申請書により作成すること。
- (3) 申請書を提出した者が入札に参加しない場合は、入札書の提出期限までに、申請を取り下すこと。

なお、その場合において、電子入札システムにより「入札辞退届」を提出することをもって、申請を取り下げたものとして取り扱う。

8. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い技術資料を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び (3) から (11) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2) に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 「別表2」④の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで。）。
- ② 提出先： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 技術資料の提出は、原則として電子入札システムにより受付を行い、入札書提出時に入札書に先立ち送信すること。
- (2) 技術資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績、②の近隣地域内の施工実績、③の配置予定技術者の同種工事の経験については、平成21年度以降に、工事が完成し、引渡しが完了しているものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績」（様式-1）及び「近隣地域内の施工実績」（様式-2）に記載する工事が、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写

しを添付すること。また、「配置予定技術者の資格・施工経験」(様式－3－1)の「同種工事の施工経験」に記載する工事が、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は四国四県の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 同種工事の施工実績

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式－1に記載すること。なお、記載する同種工事の施工実績の件数は1件とする。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員の施工実績を記載できるものとし、4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の代表的な施工実績を1件記載することができるが、「同種工事の施工実績」の評価については、同一構成員での経常建設共同企業体としての施工実績、又は全ての構成員が施工実績を有している場合に限り、評価の対象とする。全ての構成員の施工実績を申請する場合は、構成員毎に様式－1を記載することとし、最も評価の低いもので評価する。

② 近隣地域内の施工実績

施工実績は、近隣地域内(四国内)において、平成21年度から本工事の技術資料の提出期限までの間に元請けとして完成し、引き渡された工事の施工実績の中から1件を様式－2に記載すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。)同種工事の施工実績で記載した工事でも構わない。また、経常建設共同企業体については、構成員の施工実績であっても評価の対象とする。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

③ 配置予定技術者

・4.(5)に掲げる基準を満足する事が判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び提出時における他工事の従事状況等を様式－3－1に記載すること。記載する同種工事の施工経験の件数は1件とする。なお、複数の配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び提出時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、複数の配置予定技術者を記載する場合は全ての者が4.(5)に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、経常建設共同企業体にあっては、申請する配置予定技術者が代表構成員の技術者でない場合は、申請する配置予定技術者について様式－3－1に記載し、代表構成員の配置予定技術者についても様式－3－2に記載すること。ただし、監理技術者補佐については落札者の決定の通知日の翌日から契約を締結するまでの間に大洲河川国道事務所道路管理課に提出すること。

・4.(5)②の対象期間中及び5.(2)①から⑤の各対象期間中に、出産・育児等による休業を取得した場合には、各対象期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したことを証明する書面を提出すること。

・4.(5)③に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあっては、当該通達におい

て定められた在籍出向の要件に適合することを確認できる以下の資料を添付すること。なお、この場合において、下記「在籍出向可能範囲通知書」、「企業集団確認書」及び「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」に記載された企業と下請契約を締結することはできない。

1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る出向社員の場合

- イ 出向社員と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（監理技術者資格者証等の写し）
- ロ 出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことを確認できる資料（出向元企業の建設業の廃業届書の写し、当該建設業の許可の取消通知書の写し又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報の写し）
- ハ 営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認できる資料（営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類の写し）

2) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者の場合

- イ 在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（監理技術者資格者証等の写し）
- ロ 出向元の組合員が、4. (5) ③ロに掲げる通達に基づく「集団を構成する組合員」に該当することを確認できる資料（国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する「在籍出向可能範囲通知書」の写し）

3) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員の場合

- イ 出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）
※なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号についてマスキングのうえ、提出すること。
- ロ 出向先の会社との間に雇用関係があることを確認できる資料（出向契約書や出向協定書等の写し）
- ハ 出向先の会社と出向元の会社との関係が、4. (5) ③ハに掲げる通達に基づく「親会社」と「連結子会社」に該当することを確認できる資料（国土交通省不動産・建設産業局建設業課長が交付する「企業集団確認書」等の写し）

4) 持株会社の子会社が置く出向社員の場合

- イ 出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）
※なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号についてマスキングのうえ、提出すること。
- ロ 出向元である親会社と出向先であるその子会社が、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて（平成20年3月10日付け国総建第319号）」に基づく「企業集団に属する会社」に該当することを確認できる資料（当該通達別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定

書」の写し)

- 配置予定技術者について、本工事と重複する場合の対応措置は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年3月26日付け国不建技第290号）」に基づき配置するものとし、これに基づかない場合は欠格にする場合があるが、技術資料の提出時に主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として他工事に配置されており、本工事契約後に配置技術者として変更する予定の場合は、変更を承諾する旨の他工事発注機関の契約担当官の証明書を添付すればこの限りではない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちにその旨の申し出を行うこと。その申し出に基づき、投函された入札は無効とする。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず申し出を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

④ 契約図書等の写し

上記①から③の施工実績（施工経験）として記載した工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されており施工実績（施工経験）内容が確認できる場合は、C O R I N S 登録している実績データ（施工実績（施工経験）内容の確認できる実績データ）の写しを提出すること。ただし、C O R I N S 登録している実績データのみでは必要とする施工実績（施工経験）の全ての内容が確認できない場合は、C O R I N S 登録データに併せて契約図書等の写し（C O R I N S で確認できない施工実績（施工経験）の内容の確認ができる資料）を提出すること。

なお、契約図書等の写しで必要とする全ての施工実績（施工経験）が確認できる場合は、契約図書等の写しのみでも構わない。

また、海外認定・表彰制度により認定された実績でC O R I N S に登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する認定証の写しを提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

⑤ 資格等の写し

上記③の技術者に必要な資格・雇用・在籍出向関係等が確認できる資料の写しを提出すること。

⑥ I C T活用工事の実績に係る資料の写し

I C T活用の証明書として、四国地方整備局（港湾空港部を除く）から交付された「I C T活用証明書」の写しを提出すること。現場代理人及び担当技術者において、I C T活用証明書に氏名の記載がない者については、C O R I N S 登録している実績データ（技術者情報が確認できる実績データ）の写し等の証明できる書類を添付すること。なお、「I C T活用証明書」は有効期限内のものとし、有効期限が切れているものについては評価しない。また、経常建設共同企業体での実績でも評価の対象とする。

⑦ 週休 2 日の実績に係る資料の写し

週休 2 日に取り組んだ実績がある場合は、四国地方整備局（港湾空港部を除く）から交付された完全週休 2 日（土日祝）達成証明書の写しを提出すること。なお、完全週休 2 日（土日祝）達成証明書は有効期限内のものとし、有効期限が切れているものについては評価しない。

⑧ 特例監理技術者の配置に係る資料

特例監理技術者の配置を予定している場合は、別記様式－2 に記載すること。また、記載された要件を証明できる資料及び別紙（承諾書）を落札者の決定の通知日の翌日から契約を締結するまでの間に大洲河川国道事務所道路管理課に提出すること。

⑨ 建設マスター等の活用に係る資料

その他企業評価の評価項目「建設マスター等の活用」を申請する場合は、様式－1 3 に記載すること。なお、国土交通大臣が認める建設マスター等であることを証明する、「優秀施工者国土交通大臣顕彰状」等の写しを契約締結後から対象工種に従事するまでに提出すること。

評価の対象とする建設マスター等は、本競争の参加希望者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事における配置予定技術者として申請する技術者は評価の対象としない。また、契約後に申請している建設マスター等の工種を変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

⑩ 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績に係る資料の写し

社会的制約条件を考慮すべき工事に取り組んだ実績がある場合は、四国地方整備局（港湾空港部を除く）から交付された「社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書」の写しを提出すること。なお、「社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書」は、本工事の発注事務所と同一事務所が交付している有効期限内のものとし、有効期限が切れているもの又は他事務所で交付されたものについては評価しない。

⑪ 効率性向上の実績に係る資料の写し

効率性向上に取り組んだ実績がある場合は、四国地方整備局（港湾空港部を除く）から交付された「効率性向上実績証明書」の写しを提出すること。なお、「効率性向上実績証明書」は有効期限内のものとし、有効期限が切れているものについては評価しない。

⑫ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

企業のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況について様式－1 4－1 に記載し提出すること。なお、外国法人については、様式－1 4－2 に記載し提出すること。

また、認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写し（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

⑬ 従業員への賃金引上げ計画の表明書

従業員への賃金引上げ計画を表明する場合は、別添 1 の 1 若しくは別添 1 の 2 を提出すること。

(3) 表彰等に係る資料の写し

技術者表彰、工事に係る表彰、3R 推進功労者等表彰、災害支援に係る表彰、イン

フラDX大賞及び海外認定・表彰制度の表彰がある場合、それを証明する表彰状等の写しを提出すること。なお、経常建設共同企業体及び事業協同組合として受賞した表彰等は、その単体としての表彰等とは認めない。また、単体として受賞した表彰等も、経常建設共同企業体及び事業協同組合としての表彰等とは認めない。提出する表彰等に係る資料は、工事に係る表彰及び災害支援に係る表彰についてそれぞれ1件とする。なお、「災害支援に係る表彰」として表彰等の写しを提出する場合は、併せて四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等との災害協定の締結が確認できる資料（協会等に所属している者で、その所属する協会等が四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等と災害協定を締結している場合は、当該協会に所属していることが確認できる資料）を提出すること。

(4) CPDに係る証明書の写し

CPDに係る評価がある場合は、配置予定技術者の評価対象となるCPD団体が発行する「単位取得証明書」の写し又はこれと同等のものを添付すること。なお、「単位取得証明書」は、技術資料の提出期限から過去1年以内のものとする。

(5) 災害時における緊急復旧等の実績確認書の写し

① 災害時における緊急復旧等の実績がある場合は、四国地方整備局企画部技術管理課制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領」に基づき交付された「災害時における緊急復旧等の実績確認書」の写しを提出すること。なお、四国地方整備局企画部技術管理課制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書」の交付申請要領及び申請様式等については、以下のアドレスのとおりである。

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/saigaikankei.html>

「災害時における緊急復旧等の実績確認交付申請書」は隨時受付をしているが、当該申請書が四国地方整備局企画部技術管理課に到着してから「災害時における緊急復旧等の実績確認書」の交付までは10日程度の期間を要することに留意すること。

② 経常建設共同企業体及び事業協同組合としての実績は、その経常建設共同企業体及び事業協同組合を構成する単体の実績としては認めない。また、経常建設共同企業体及び事業協同組合を構成する単体の実績も経常建設共同企業体及び事業協同組合の実績としては認めない。

③ 協業組合としての実績は、その協業組合を構成する組合員の実績としては認めない。また、協業組合を構成する組合員の実績も協業組合の実績としては認めない。

(6) 施工体制審査のヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現性及び確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲を超えた入札参加者を除き、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリング等を実施する。なお、ヒアリング等の通知は、「別表2」⑨午後5時までに行う。

① 期間： 「別表2」⑩を予定している。

② 場所： 〒795-8512 愛媛県大洲市中村210

四国地方整備局 大洲河川国道事務所

③ 資料の提出： 開札をした者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基

づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

その提出は、提出を求められた日から、3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に提出すること。提出を求めることとなる追加資料は、別紙2のとおり。

- ④ その他 : ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者（特別な理由がある場合以外）を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

なお、必要資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合等、ヒアリングに協力しない場合は入札を無効とする。

審査方法の概要は、別紙2のとおり。

- (7) 競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、「別表2」⑤までに電子入札システムにて通知する。

- (8) その他

- ① 申請書、技術資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び技術資料を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
③ 提出された申請書及び技術資料は、返却しない。
④ 提出期限以降における申請書、技術資料及び(6)③の追加資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤ 入札説明書における申請書及び技術資料に関する問い合わせ先

申請書及び技術資料等の提出資料の作成方法、提出方法又は通知に関する質問について6. と同じ。

上記以外の質問については「別表1」のとおり。

- ⑥ 技術資料を提出する場合は、配布された様式で作成し、提出すること。
契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けて作成すること。なお、添付できるファイル容量は10MB以内である。前記によりがたいものは、四国地方整備局電子入札運用基準によるものとし、提出書類一式を「別表2」④までに提出すること。
⑦ 提出資料等について、原則として電子入札システムにより提出するものとする。
電子入札システムにより提出する資料等には押印は不要である。
⑧ 競争参加資格の確認時において、発注者が作成し配布する提出様式に競争参加申請者が記載した内容に関し、内容の証明として競争参加申請者が添付する資料が、競争参加申請者の記載内容から判断して、明らかに添付漏れと判断できる場合に、競争参加資格の確認を行うことを目的に、競争参加申請者に対し確認（問い合わせ）を行う場合がある。なお、発注者が作成し配布する提出様式の一部又は全部が提出されていない、又は記載すべき事項の誤記及び記載漏れについては、確認の対象としない。

9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：「別表2」⑥まで
 - ② 提出先：6.に同じ。
 - ③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出するものとする。
 - ④ 当該説明要求があった場合には、必要日数を確保して開札を延期するものとする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、「別表2」⑦までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10. 各質問に関する窓口及び回答方法等

各種質問（申請書及び技術資料等の提出資料の作成方法又は提出方法に関する質問を除く）については「別表1」のとおりとする。各回答については入札説明書等ダウンロードシステムにより回答する。

各質問に関しては、入札説明書等ダウンロードシステムに掲載されている様式により提出することとし、社名・個人名を記載してはならない。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレス

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Acceptor/>

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。

- ① 入札書の受領期間は、「別表2」④
- ② 開札は、「別表2」⑧

- (2) 場 所 〒795-8512 愛媛県大洲市中村210
四国地方整備局 大洲河川国道事務所 入札室

- (3) その他

提出された入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は、原則として電子入札システムにより提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。なお、予決令第99条の2による随意契約は適用しない。

- (4) 入札が無効となった場合、以後の入札は認めない。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行大洲代理店)

なお、契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 四国地方整備局 大洲河川国道事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、技術資料及び第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、技術資料提出後、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時送信すること。

① 提出先： 6. に同じ。

② 提出方法： 原則として電子入札システム（3MB以内）により提出すること。
電子媒体には、工事名及び企業名を記載すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は別途配布した電子ファイルによるものとし、工事数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に単価及び金額等を明らかにすること。提出に際しては、四国地方整備局電子入札運用基準に基づくものとするが、電子ファイルで提出すること。

ファイル形式：Microsoft Excel

※作成方法については、別途配布した「工事費内訳書作成要領」による。

- (3) 入札参加者は記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は分任支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。なお、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

別 表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システム

))により工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けて いる場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満た していない場合
3 添付すべきではない書類 が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りが ある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合 (※1、2)
5 その他未提出又は不備がある場合	

※ 1：調査基準価格が設定されていない場合は、「内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合」と読み替えるものとする。

なお、「内訳書の合計金額」とは、単に工事費内訳書の合計金額欄に記載した金額ではなく、各項目に記載された金額の合計をいう。

※ 2：別表の 4(4)に該当する場合にあっても、端数処理等による「軽微な差異」と判断される場合は、入札を無効としない。その場合、入札参加者に対して工事費内訳書の記載内容について説明を求めることがある。ただし、入札金額が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、工事費内訳書の合計金額を入札金額に一致させ、その差異を一般管理費等により調整する。

15. 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、落札決定には数日以上の日数を要する。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札、申請書及び技術資料等の必要書類を提出していない者のした入札並びに、別冊現場説明書及び別冊四国地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とし

ていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、落札決定の時点において、評価値の最も高い者であっても建設業法第27条23による審査を受けていない者は落札者とならない。この場合にあっては、当該者の行った入札は無効とする。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、様式－3－1、2に記載した技術者を配置すること。複数申請した場合は、そのうち1名を配置すること。また、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職・出産・育児・介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、様式－3－1、2の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18. 別に配置を求める技術者

専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が四国地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、配置予定技術者とは別に、4.(5)①,③,④,⑤に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置するものとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、配置予定技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を配置予定技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

19. 契約書作成の要否等

別冊契約書案に基づき、電子契約を行う。紙での契約を希望する者は、落札決定後に紙契約方式選択書を提出しなければならない。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 別冊契約書案第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない

ない。

- (2) (1) の申出があった場合、分任支出負担行為担当官は落札者が契約を確實に履行する体制を有しているか否かを確認する調査（以下「契約履行調査」という。）を実施するものとする。
- (3) 落札者は契約履行調査の実施に協力し、落札決定の日から 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) 契約履行調査の結果、請負代金債権が工事の施工以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案第 5 条第 3 項及び第 4 項を削除して契約を締結するものとする。

20. 支払条件

下記に示すいずれかの支払条件を選択する。

	中間前金払を選択する場合			既済部分払を選択する場合	
	前金払	中間前金払	部分払	前金払	既済部分払
令和 6 年度	無	無	無	無	無
令和 7 年度	有	有	無	有	3 回

・契約金額又は工期によっては、支払条件を変更する場合がある。

21. 火災保険付保の要否 否

22. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

23. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない）以内に求めることができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、上記申立てができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない）以内に書面により回答する。

24. 再苦情申立て

- (1) 9. (2) 及び 23. (2) の回答に不服がある者は、当該回答に係る書面を受け取った日から 7 日（休日を含まない）以内に、書面により四国地方整備局長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。再苦情申し立てについては、入札監視委員会にて審議を行う。
- (2) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間
①受付窓口 四国地方整備局 主任監査官

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33
電話 087-851-8061 (内線2114)

②受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

26. 専任補助者の配置

専任補助者を配置する場合、専任補助者は落札決定後に配置した主任技術者又は監理技術者から選定するものとし、新たに配置する主任技術者又は監理技術者は、以下の1)及び2)の要件を全て満たす工事を施工した実績を有する者であることとし、それぞれ受発注者間の協議によって決定する。

- 1) 道路工事分野でアスファルト舗装工事の実施。
- 2) 供用中の2車線以上の道路法上の道路で交通規制（通行止、切り回しを除く）を実施。

ただし、1)、2)は同一工事であること。

- ・受注者は専任補助者の配置について、工事着手前に提出する施工計画書へ反映させるものとする。
- ・専任補助者は、本工事の現場代理人又は担当技術者を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。
- ・専任補助者を配置する期間は専任期間とする。
- ・専任補助者は、専任期間が1年を超える、本工事の専任期間の1/2を超えた場合は、受発注者間による協議のうえ、入札手続き時の技術者評価点と同等以上の技術者と交代させることができる。

27. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊四国地方整備局競争入札心得及び別冊契約書案を熟読し、四国地方整備局競争入札心得を遵守すること。
- (3) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (4) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - 1) 四国地方整備局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
 - 2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、

速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- 3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (6) 落札者は、8.(2)の技術資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (7) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (8) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

受注者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、総括監督員（大洲河川国道事務所長）に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001の審査に係る次の書類
 - イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - ロ イの審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度。）に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請が土木工事の場合にあっては土木工事、営繕工事の場合にあっては営繕工事に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以後に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請が土木工事の場合にあっては土木工事、営繕工事の場合にあっては営繕工事に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し
 - ・ 総括監督員（大洲河川国道事務所長）は、この取扱いの適用が適當と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。
 - ・ 総括監督員（大洲河川国道事務所長）は、この取扱いの適用が適當でないと認めたときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(9) 電子入札に関する運用基準については、「四国地方整備局電子入札運用基準」によるものとする。四国地方整備局電子入札運用基準については、四国地方整備局ホームページに掲載している。

四国地方整備局ホームページ <http://www.skr.mlit.go.jp/>

(10) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp/>

(11) システム操作上の手引書としては、国土交通省電子入札システムホームページの「電子入札システム操作マニュアル 受注者編」を参考とすること。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりである。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話03-3798-9476

国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

参加者がそれぞれ取得しているICカードの認証局

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、大洲河川国道事務所 経理課 電話0893-24-5186へ連絡すること。
この場合において、原則、申請書・応札等の締切時間の変更は行わない。

(13) 入札参加者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（申請書提出時に電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせます。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせます。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせます。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせます。）
- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせます。）
- ・再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせます。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書

・取止め通知書

- (14) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約60分後までには発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。なお、再入札の連絡がない場合は施工体制確認に移行している。施工体制確認への移行は、電子入札システムの「保留通知」機能を利用して連絡する。

第2回目以降の入札に際し、第2回目以降の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を開札日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に求める場合がある。

なお、2回目以降の入札に関する工事費内訳書の詳細は、開札後の提出依頼による。ただし、14.（2）及び（3）については2回目以降の入札においても準用する。

- (15) 電子入札システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000から999の数字が必要になる。電子入札システムによる入札参加者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力し、紙入札業者は、四国地方整備局電子入札運用基準に定める「紙入札方式参加承諾願」に記載するものとする。
- (16) 落札となるべき入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。紙入札業者については「紙入札方式参加承諾願」に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施する。なお、落札者となるべき入札をした者が全て紙入札業者である場合等は紙くじを実施する場合がある。
- (17) 不測の事態により、入札から落札決定までの間に相当の期間を要した場合は、入札公告等に示されている工期に、不足することとなる工事期間について当初契約時までに分任支出負担行為担当官と協議することができる。

(18) 入札談合事案を踏まえた評価

- 1) 総合評価落札方式における加点評価の対象としない工事実績等

公正取引委員会が、平成24年10月17日に、四国地方整備局において発注する一般土木工事及び港湾土木工事並びに高知県が発注する土木一式工事に関して行った、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令の対象等となった工事に係る企業及び配置予定技術者の工事実績等については、総合評価落札方式において、加点評価しない。

- 2) 工事成績評定の平均点の扱い

排除措置命令を受けた事業者が競争参加する場合において、総合評価落札方式において加点評価の対象である工事成績評定の平均点については、以下により算出された平均点のいずれか低い方を評価の対象とする。

① 1) の対象工事を含めて計算した平均点

② 1) の対象工事を除外して計算した平均点

- (19) 本工事の契約締結後、契約者が「受注している」若しくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。
- (20) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別表 1

10. 各質問に関する窓口及び回答方法等（申請書及び技術資料の作成方法又は提出方法に係る質問を除く。）

（1）申請書、技術資料に関する質問について

①提出窓口（メール）：skr-shikakukunin-oozu@mlit.go.jp

②質問書受領期間：**令和7年1月24日から令和7年2月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。**

③回答期間：**令和7年1月24日から令和7年2月7日の期間に随時回答し、令和7年2月17日までの期間、公開する。**

④質問様式：別途「競争参加資格等に関する質問書」により提出すること。

⑤提出時見出し（題名）：【**令和6－7年度 大洲管内舗装修繕工事**】参加資格等（企業名）

（2）見積りに必要な図面等に関する質問について

「見積りに必要な図面等」とは、特記仕様書、工事数量総括表、図面をいう。質問にあたっては、「見積りに必要な図面等に関する質問」である旨、明記することとし、明記されていない場合は、回答しない場合がある。

①提出窓口：電子入札システムによる。

②質問書受領期間：**令和7年1月24日から令和7年2月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。**

③回答期間：**質問書受領期限の翌日以降から令和7年2月7日の期間に随時回答し、令和7年2月17日までの期間、公開する。**

④質問様式：別途「見積りに必要な図面等に関する質問書」により提出すること。

上記（1）、（2）に関する質問様式及び提出時のファイル名について、**社名・個人名を記載してはならない。**

別表2

令和6－7年度 大洲管内舗装修繕工事

① 公告日	令和7年1月23日 (木曜日)
② 申請書提出期間	令和7年1月24日 (金曜日) から 令和7年2月3日 (月曜日)
③ 歩掛、特別調査(臨時調査)の公表	
④ 入札書、技術資料及び工事費内訳書受領期間	令和7年2月13日 (木曜日) から 令和7年2月17日 (月曜日) 受付時間:午前9時から午後5時(最終日は午後3時まで)
⑤ 競争参加資格確認結果通知	令和7年2月28日 (金曜日)
⑥ 競争参加資格の説明要求期限	令和7年3月7日 (金曜日)
⑦ 競争参加資格の説明要求に関する説明期限	令和7年3月14日 (金曜日)
⑧ 開札	令和7年3月10日 (月曜日) 午前 10時30分
⑨ 施工体制ヒアリング通知	令和7年3月10日 (月曜日)
⑩ 施工体制ヒアリング	令和7年3月12日 (水曜日) から 令和7年3月18日 (火曜日)

■登録基幹技能者講習と工事種別(工事請負業者選定事務処理要領第3)との対比表

別表3(1/4)

工事請負業者選定事務処理要領 (最終改正 令和2年10月1日 国会公報第15号) 第3の工事種別		一般土木工事						アスファルト舗装工事		鋼橋上部工事			造園工事		建築工事																				
建設業法における建設工事の種類		土木一式工事	ンとクリ・ー土工・事コ	石工事	事がタ・イブルロ・ツれくな工	水道施設工事	解体工事※1	舗装工事	鋼構造物工事	ンとクリ・ー土工・事コ	解体工事※1	造園工事	建築一式工事	大工工事	左官工事	ンとクリ・ー土工・事コ	石工事	事がタ・イブルロ・ツれくな工	鋼構造物工事	防水工事	内装仕上工事	建具工事	清掃施設工事	解体工事※1											
1 登録電気工事基幹技能者講習																																			
2 登録橋梁基幹技能者講習		○							○	○						○																			
3 登録造園基幹技能者講習											○																								
4 登録コンクリート圧送基幹技能者講習		○								○						○																			
5 登録防水基幹技能者講習																										○									
6 登録トンネル基幹技能者講習		○								○																									
7 登録建設塗装基幹技能者講習																																			
8 登録左官基幹技能者講習																○																			
9 登録機械土工基幹技能者講習		○							○	○							○																		
10 登録海上起重基幹技能者講習																																			
11 登録PC基幹技能者講習		○								○								○																	
12 登録鉄筋基幹技能者講習																																			
13 登録圧接基幹技能者講習																																			
14 登録型枠基幹技能者講習																○																			
15 登録配管基幹技能者講習																																			
16 登録窓・土工基幹技能者講習		○								○							○																		
17 登録切断穿孔基幹技能者講習		○								○							○																		
18 登録内装仕上工事基幹技能者講習																								○											
19 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習																									○										
20 登録エクステリア基幹技能者講習		○	○	○						○							○	○	○																
21 登録建築板金基幹技能者講習																																			
22 登録外壁仕上基幹技能者講習																	○						○												
23 登録ダクト基幹技能者講習																																			
24 登録保溫保冷基幹技能者講習																																			
25 登録グラウト基幹技能者講習		○								○								○																	
26 登録冷凍空調基幹技能者講習																																			
27 登録運動施設基幹技能者講習		○							○	○		○						○																	
28 登録基礎工基幹技能者講習		○								○									○																
29 登録タイル張り基幹技能者講習						○																	○												
30 登録標識・路面標示基幹技能者講習		○							○	○									○																
31 登録消火設備基幹技能者講習																																			
32 登録建築大工基幹技能者講習																		○																	
33 登録硝子工事基幹技能者講習																																			
34 登録土工基幹技能者講習		○								○		○							○																
35 登録ALC基幹技能者講習							○																○												

※1: 経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業の技能者に該当する場合は、令和3年3月末までの間に限り、解体工事業の技能者とみなされる。

■登録基幹技能者講習と工事種別(工事請負業者選定事務処理要領第3)との対比表

別表3(2/4)

工事請負業者選定事務処理要領 (最終改正 令和2年10月1日 国会公契第15号) 第3の工事種別	木造建築工事										電気設備工事	暖冷房衛生設備工事				セメントコンクリート舗装工事	プレストレスト・コンクリート工事			法面処理工事			塗装工事
	建築一式工事	シントクビル・土木工事コ	大工工事	左官工事	屋根工事	事がタ・イブル・ロ・ッれくな工	内装仕上工事	建具工事	解体工事※1	電気工事	管工事	熱絶縁工事	水道施設工事	消防施設工事	土木一式工事		シントクビル・土木工事コ	解体工事※1	土木一式工事	シントクビル・土木工事コ	防水工事		
建設業法における建設工事の種類																							
1 登録電気工事基幹技能者講習										○													
2 登録橋梁基幹技能者講習		○																○			○		
3 登録造園基幹技能者講習																							
4 登録コンクリート圧送基幹技能者講習		○																○			○		
5 登録防水基幹技能者講習																							○
6 登録トンネル基幹技能者講習		○																○			○		
7 登録建設塗装基幹技能者講習																							○
8 登録左官基幹技能者講習				○																			
9 登録機械土工基幹技能者講習		○																○			○		
10 登録海上起重基幹技能者講習																							
11 登録PC基幹技能者講習		○																○			○		
12 登録鉄筋基幹技能者講習																							
13 登録圧接基幹技能者講習																							
14 登録型枠基幹技能者講習			○																				
15 登録配管基幹技能者講習												○											
16 登録窓・土工基幹技能者講習		○																○			○		
17 登録切断穿孔基幹技能者講習		○																○			○		
18 登録内装仕上工事基幹技能者講習							○																
19 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習							○																
20 登録エクステリア基幹技能者講習	○					○												○			○		
21 登録建築板金基幹技能者講習					○																		
22 登録外壁仕上基幹技能者講習				○																	○	○	
23 登録ダクト基幹技能者講習												○											
24 登録保温保冷基幹技能者講習												○											
25 登録グラウト基幹技能者講習		○																○			○		
26 登録冷凍空調基幹技能者講習												○											
27 登録運動施設基幹技能者講習		○															○	○		○			
28 登録基礎工基幹技能者講習		○																○			○		
29 登録タイル張り基幹技能者講習							○																
30 登録標識・路面標示基幹技能者講習		○																○			○		
31 登録消火設備基幹技能者講習															○								
32 登録建築大工基幹技能者講習			○																				
33 登録硝子工事基幹技能者講習																							
34 登録土工基幹技能者講習		○																○			○		
35 登録ALC基幹技能者講習									○														

※1: 経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技能者に該当する場合は、令和3年3月末までの間に限り、解体工事業の技能者とみなされる。

■登録基幹技能者講習と工事種別(工事請負業者選定事務処理要領第3)との対比表

別表3(3/4)

工事請負業者選定事務処理要領 (最終改正 令和2年10月1日 国会公契第15号) 第3の工事種別	維持修繕工事											河川しゆんせつ工事	グラウト工事			杭打工事		さく井工事	フレバフ建築工事	機械設備工事		通信設備工事		受変電設備工事
	土木一式工事	舗装工事	電気工事	ンとクリ・土工・事コ	石工事	事がタ・イル・ツれ工・事コ	防水工事	事機械器具設備工	塗装工事	解体工事※1	しゅんせつ工事	土木一式工事	ンとクリ・土工・事コ	解体工事※1	ンとクリ・土工・事コ	解体工事※1	さく井工事	建築一式工事	事機械器具設備工	鋼構造物工事	電気通信工事	鋼構造物工事	電気工事	
1 登録電気工事基幹技能者講習			○																			○		○
2 登録橋梁基幹技能者講習				○										○		○						○		○
3 登録造園基幹技能者講習																								
4 登録コンクリート圧送基幹技能者講習				○										○		○								
5 登録防水基幹技能者講習							○																	
6 登録トンネル基幹技能者講習				○										○		○								
7 登録建設塗装基幹技能者講習									○															
8 登録左官基幹技能者講習																								
9 登録機械土工基幹技能者講習				○										○		○								
10 登録海上起重基幹技能者講習											○													
11 登録PC基幹技能者講習				○										○		○								
12 登録鉄筋基幹技能者講習																								
13 登録圧接基幹技能者講習																								
14 登録型枠基幹技能者講習																								
15 登録配管基幹技能者講習																								
16 登録薦・土工基幹技能者講習					○									○		○								
17 登録切断穿孔基幹技能者講習					○									○		○								
18 登録内装仕上工事基幹技能者講習																								
19 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習																								
20 登録エクステリア基幹技能者講習					○	○	○							○		○								
21 登録建築板金基幹技能者講習																								
22 登録外壁仕上基幹技能者講習								○		○														
23 登録ダクト基幹技能者講習																								
24 登録保温保冷基幹技能者講習																								
25 登録グラウト基幹技能者講習						○									○		○							
26 登録冷凍空調基幹技能者講習																								
27 登録運動施設基幹技能者講習	○			○											○		○							
28 登録基礎工基幹技能者講習						○									○		○							
29 登録タイル張り基幹技能者講習								○																
30 登録標識・路面標示基幹技能者講習						○							○			○		○						
31 登録消火設備基幹技能者講習																								
32 登録建築大工基幹技能者講習																								
33 登録硝子工事基幹技能者講習																								
34 登録土工基幹技能者講習						○										○		○						
35 登録ALC基幹技能者講習								○																

※1: 経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技能者に該当する場合は、令和3年3月末までの間に限り、解体工事業の技能者とみなされる。

別表3(4/4)

■登録基幹技能者講習と工事種別(工事請負業者選定事務処理要領第3)との対比表

工事請負業者選定事務処理要領 (最終改正 令和2年10月1日 国会公契第15号) 第3の工事種別		橋梁補修工事												
建設業法における建設工事の種類		土木 一式 工事	舗装 工事	電 気 工 事	ンと クビ リ・ 「土 工・ 事コ	石 工 事	事が タ ・イ ブル ロ・ ツれ くん 工	鋼 構 造 物 工 事	鉄 筋 工 事	防 水 工 事	事 機 械 器 具 設 備 工	塗 装 工 事	電 気 通 信 工 事	解 体 工 事※ 1
1 登録電気工事基幹技能者講習			○									○		
2 登録橋梁基幹技能者講習				○			○							
3 登録造園基幹技能者講習														
4 登録コンクリート圧送基幹技能者講習														
5 登録防水基幹技能者講習									○					
6 登録トンネル基幹技能者講習				○										
7 登録建設塗装基幹技能者講習											○			
8 登録左官基幹技能者講習														
9 登録機械土工基幹技能者講習				○										
10 登録海上起重基幹技能者講習														
11 登録PC基幹技能者講習				○										
12 登録鉄筋基幹技能者講習								○						
13 登録圧接基幹技能者講習														
14 登録型枠基幹技能者講習														
15 登録配管基幹技能者講習														
16 登録鳶・土工基幹技能者講習				○										
17 登録切断穿孔基幹技能者講習				○										
18 登録内装仕上工事基幹技能者講習														
19 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習														
20 登録エクステリア基幹技能者講習				○	○									
21 登録建築板金基幹技能者講習														
22 登録外壁仕上基幹技能者講習									○		○			
23 登録ダクト基幹技能者講習														
24 登録保温保冷基幹技能者講習														
25 登録グラウト基幹技能者講習				○										
26 登録冷凍空調基幹技能者講習														
27 登録運動施設基幹技能者講習		○		○										
28 登録基礎工基幹技能者講習				○										
29 登録タイル張り基幹技能者講習						○								
30 登録標識・路面標示基幹技能者講習					○						○			
31 登録消火設備基幹技能者講習														
32 登録建築大工基幹技能者講習														
33 登録硝子工事基幹技能者講習														
34 登録土工基幹技能者講習				○										
35 登録ALC基幹技能者講習							○							

※1: 経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技能者に該当する場合は、令和3年3月末までの間に限り、解体工事業の技能者とみなされる。

別表4

別紙1

予算決算及び会計令第86条の調査について

1 入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回った者に対し、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

4 調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、予定価格に関わらず、入札の内訳金額に応じて「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193

号、建設省営計発第159号)」に基づく重点調査（以下「重点調査」という。）又は、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号）」に基づく特別重点調査（以下「特別重点調査」という。）を行うものとする。

具体的には、低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
90%	80%	80%	30%

5 低入札価格調査（特別重点調査及び重点調査）の対象者は、原則として、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に定められた様式による資料及びその添付書類を提出すること。なお、対象者には別途通知する。

なお、施工体制確認型総合評価においては、ヒアリングのための追加資料に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

6 必要に応じ、5以外の説明資料の提出を求めることがある。

7 特別重点調査の対象者は、5及び6の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 低入札価格調査の対象者が提出する5の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

9 5の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 低入札価格調査は、総合評価における評価値の最も高い者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 発注者が提出を求める低入札価格調査に必要な資料を期限までに提出しない場合又は事情聴取に応じない場合など、低入札価格調査に協力しない場合は、四国地方

整備局競争契約入札心得第10条第2項の規定に違反するものとして入札を無効とする。

- 12 低入札価格調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は13に記載する重点的な監督及び14に記載する工事コスト調査の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 13 低入札価格調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 14 低入札価格調査を経て契約を行った工事については、工事完成後に行う工事コスト調査を厳格に行う。
- 15 低入札価格調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、特別重点調査の様式14による誓約書など関係情報の通報を行う。
また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報その他低入札価格調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その受注者に関する情報、受注者の見積りによる施工費用の額等を国土交通省及び地方整備局のホームページにおいて公表する。
- 16 低入札価格調査の結果は、公表する。

別紙 2

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、別紙 1 に記載するとおりである。

2 ヒアリングに係る提出資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が 1 の調査基準価格に満たないときは、追加資料として次の様式の提出を求めるものとする。なお、下記の提出様式（様式 1 から 1 1 – 3）については、四国地方整備局HP（<http://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html>）において掲載している。

- ・追加資料提出書
- ・施工体制台帳（様式 1）
- ・資材購入予定先一覧（様式 2）
- ・機械リース元一覧（様式 3）
- ・労務者の確保計画（様式 4 – 1）
- ・工種別労務者配置計画（様式 4 – 2）
- ・契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式 5）
- ・配置予定技術者名簿（様式 6）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 7 – 1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 7 – 2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 7 – 3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育、点検計画等）（様式 8）
- ・建設副産物の搬出地（様式 9）
- ・下請予定業者等一覧表（下請の押印した見積書等を添付のこと）（様式 10）

(2) VE 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・VE 提案等によるコスト縮減額調書（様式 11 – 1）
- ・コスト縮減額算定調書①（積算内訳書）（様式 11 – 2）
- ・コスト縮減額算定調書②（内訳書に対する明細書）（様式 11 – 3）

(3) 施工体制の確認時に、ヒアリングに変えて資料の提出を依頼する場合がある。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、入札説明書 8. (6) の施工体制確認のためのヒアリング、2 の提出資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、2 (1) の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合又は 2 (3) により求めた資料の提出をしない場合等、ヒアリングに協力しない場合は、入札を無効とする。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、**直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%**をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）においても同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式9）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式8）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式7－1、様式7－2、様式7－3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における

赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式1、様式10）
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式2、様式3、様式4-1、様式4-2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式6）